

議第140号 呉市営土地改良事業賦課金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

土地改良法（昭和24年法律第195号）の一部改正により引用条項の移動が生じたことに伴い、関係規定の整理を行うものです。

2 土地改良法の一部改正（平成29年9月25日施行）の主な内容

土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に共有者がある場合は、土地改良事業に関する同意について共有者全員の意思を確認する必要がありましたが、当該事業実施の合理化を図るため、改正後は、選任された代表者が共有者の意向を取りまとめる仕組みなどが導入されました。

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

現 行	改正案
(特別賦課金の額) 第4条 市長が指定する事業の施行に係る地域内の農地につき、 <u>法第113条の2第2項</u> の規定に基づく事業の工事の完了の公告のあつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあつては、当該指定年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われた場合又は事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地について開田が行われた場合（当該転用に係る農地の面積が県知事の指定する面積を超えない場合又は県知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）又は当該開田に係る農地（以下「開田農地」という。）につき、事業に係る受益者から徴収する特別賦課金は、市が事業に要した費用から前条第1項により算出した賦課金の額を差引いた額を同条第2	(特別賦課金の額) 第4条 市長が指定する事業の施行に係る地域内の農地につき、 <u>法第113条の3第3項</u> の規定に基づく事業の工事の完了の公告のあつた日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度の到来する以前に県知事が指定する場合にあつては、当該指定年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われた場合又は事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造成された農地について開田が行われた場合（当該転用に係る農地の面積が県知事の指定する面積を超えない場合又は県知事が補助金の返還を要しないものとして承認した場合を除く。）において当該転用に係る農地（以下「転用農地」という。）又は当該開田に係る農地（以下「開田農地」という。）につき、事業に係る受益者から徴収する特別賦課金は、市が事業に要した費用から前条第1項により算出した賦課金の額を差引いた額を同条第2

項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農地又は開田農地に割りふつて得られる額（当該転用に伴い、遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差引いた額）とする。

2 （略）

項に規定する賦課金の算定方式により当該転用農地又は開田農地に割りふつて得られる額（当該転用に伴い、遊休化する施設を目的外用途に活用することにより生ずる収入がある場合には、当該収入額のうち当該転用農地に係るものを差引いた額）とする。

2 （略）